

5条-別添1-添付34-421 **595**



5条-別添1-添付34-422 **596**



5条-別添1-添付34-423 **597**



⁵条-別添1-添付34-424 **598**



5条-別添1-添付34-425 **599**



⁵条-別添1-添付34-426 600



5条-別添1-添付34-427 **601**



⁵条-別添1-添付34-428 602



5条-別添1-添付34-429 603



5条-別添1-添付34-430 604



5条-別添1-添付34-431 605



5条-別添1-添付34-432 606



5条-別添1-添付34-433 607



5条-別添1-添付34-434 608



5条-別添1-添付34-435 609



5条-別添1-添付34-436 **610**



5条-別添1-添付34-437 611



5条-別添1-添付34-438 612



5条-別添1-添付34-439 613



5条-別添1-添付34-440 **614**



5条-別添1-添付34-441 **615**



5条-別添1-添付34-442 **616**



⁵条-別添1-添付34-443 617



5条-別添1-添付34-444 **618**



5条-別添1-添付34-445 619



⁵条-別添1-添付34-446 **620**



⁵条-別添1-添付34-447 621



5条-別添1-添付34-448 622



5条-別添1-添付34-449 623



5条-別添1-添付34-450 624



5条-別添1-添付34-451 625



5条-別添1-添付34-452 626



5条-別添1-添付34-453 627



⁵条-別添1-添付34-454 628



5条-別添1-添付34-455 629



5条-別添1-添付34-456 **630**


5条-別添1-添付34-457 **631**



5条-別添1-添付34-458 **632**



5条-別添1-添付34-459 **633**



⁵条-別添1-添付34-460 **634**



5条-別添1-添付34-461 **635**



⁵条-別添1-添付34-462 **636**



5条-別添1-添付34-463 **637**



5条-別添1-添付34-464 **638**



5条-別添1-添付34-465 **639**



⁵条-別添1-添付34-466 **640**



5条-別添1-添付34-467 641



⁵条-別添1-添付34-468 **642**



5条-別添1-添付34-469 643



5条-別添1-添付34-470 **644**



5条-別添1-添付34-471 645



5条-別添1-添付34-472 646



5条-別添1-添付34-473 647



5条-別添1-添付34-474 648



5条-別添1-添付34-475 649



5条-別添1-添付34-476 **650**



5条-別添1-添付34-477 **651**



5条-別添1-添付34-478 **652**



5条-別添1-添付34-479 **653**



5条-別添1-添付34-480 **654**



5条-別添1-添付34-481 **655**



5条-別添1-添付34-482 **656**



5条-別添1-添付34-483 **657**



5条-別添1-添付34-484 658



5条-別添1-添付34-485 **659**



5条-別添1-添付34-486 660



5条-別添1-添付34-487 661



5条-別添1-添付34-488 662



5条-別添1-添付34-489 663



5条-別添1-添付34-490 664

構外海域の漂流物が施設護岸及び取水口へ到達する可能性について

1. はじめに

構外海域の漂流物となる可能性のある施設・設備が,施設護岸及び取水口に 到達する可能性について,第2.5-18図に示す漂流物の選定・影響確認フロー に基づき,津波の流況を踏まえて評価する。

- 2. 津波流況の考察
 - (1) 流況考察時間の分類

島根原子力発電所構内及び構外における津波襲来時の流況について考察 した。考察に当たっては、流況考察時間を最大水位・流速を示す時間帯とそ の前後の3区分に分類する。

日本海東縁部に想定される地震による津波(基準津波1)は,最大水位・ 流速を示す時間帯が地震発生後約180分~200分であり,海域活断層から想 定される地震による津波(基準津波4)は,最大水位・流速を示す時間帯が 地震発生後約5分~7分であるため,各々以下のとおり分類した。第1図に 流況考察時間の分類例を示す。

日本海東縁部に想定される地震による津波(基準津波1)

- 【1】最大水位・流速を示す時間帯以前(地震発生後約100分~180分)
- 【2】最大水位·流速を示す時間帯(地震発生後約180分~200分)
- 【3】最大水位・流速を示す時間帯以降(地震発生後約200分~360分)

海域活断層に想定する地震による津波(基準津波4)

- 【1】最大水位・流速を示す時間帯以前(地震発生後約0分~5分)
- 【2】最大水位・流速を示す時間帯(地震発生後約5分~7分)
- 【3】最大水位・流速を示す時間帯以降(地震発生後約7分~30分)





第1図 流況考察時間の分類例(基準津波1における地点1)

(2) 基準津波1の流況の考察

基準津波1の水位変動・流向ベクトルを,添付資料34の第1図に示す。 この図に基づく,流況の考察の詳細を以下に示す。なお,[]内は添付資料34の図番号を示す。

- a. 防波堤有り
 - (a) 最大水位・流速を示す時間帯以前(地震発生後約 100 分~180 分)
 [第1図(1)~(160)]
i) 構外海域

約109分では、津波の第1波が敷地の東側から沿岸を沿うように襲来 する[第1図(19)]。また、約113分30秒では、敷地の北西側から津波 が襲来する[第1図(28)]。構外海域において流速は小さく、水位変動も 1m程度である。

その後,約180分まで主に敷地の北西側からの押し波,引き波により 短い周期で北西方向と南東方向の流れを繰返す。いずれの時間帯におい ても流速は1m/s 未満である。

ii) 構内海域(輪谷湾)

約 116 分 30 秒では, 津波の第 1 波が輪谷湾に到達する。水位が 1m 程 度上昇し, 0.5m/s 程度の流速が防波堤付近で発生する[第 1 図(34)]。

その後,約180分まで,短い周期で輪谷湾内と湾外への流れを繰返す。 水位変動は最大でも3m程度で,流速は最大でも3m/s程度である[第1 図(157)~(160)]。

流れの特徴としては,押し波時,引き波時とも防波堤を回り込む流れ が生じ,港湾内のうち防波堤を回り込む流れによる流速が比較的速い。

- (b) 最大水位・流速を示す時間帯(地震発生後約 180 分~200 分)[第 1
 図(161)~(201)]
 - i) 構外海域

約 180 分では,敷地の北西側から引き波が襲来する。引き波の影響に より北西方向の流れとなり 1m/s 程度の流れが確認できる[第1図(161)]。

約183分では、敷地の北西側から押し波が襲来し、押し波の影響によ り南東方向の流れとなり、引き波の流速と同様 1m/s 流れが確認できる [第1図(166)]。

約187分では、敷地の北西側から引き波が襲来し[第1図(175)],約191分では、水位変動が3m程度の大きい押し波が襲来し2m/s程度の流れが確認できる[第1図(183)]。その後も、敷地の北西側から押し波、引き波が約200分まで交互に襲来する。

ii) 構内海域(輪谷湾)

約 184 分では,敷地の北西側から押し波が襲来し,流速 5m/s 程度の 防波堤を回り込む流れが発生する[第1図(169)]。約 184 分 30 秒では, 輪谷湾内水位が 5m 程度上昇し,構外海域では押し波傾向であるが,輪 谷湾水位が高いため,輪谷湾内への流れは 2m/s 程度となる[第1図 (170)]。その直後には輪谷湾外へ向かう流れとなる[第1図(171)]。約 192 分 30 秒では,輪谷湾の水位が低い状態において,敷地の北西側から 押し波が襲来する。最大流速が発生する時間帯であり,防波堤を回り込 む 5m/s 程度の流れが発生する[第1図(186)]。その1分後の約193分30 秒では,構外海域は押し波傾向であるが,輪谷湾水位が高いため,輪谷 湾に向かう流れはない[第1図(188)]。その後,約200分まで,短い周 期で輪谷湾内と輪谷湾外への流れを繰返す。

- (c) 最大水位・流速を示す時間帯以降(地震発生後約 200 分~360 分)[第 1 図(202)~(281)]
 - i) 構外海域

約 201 分では,南東方向の流れとなり,流速は 1m/s 程度である[第1 図(203)]。約 204 分では,流れは逆向きとなる[第1図(209)]。その後, 敷地北西側からの押し波,引き波により短い周期で北西方向と南東方向 の流れを繰返す。また,流速は速くても 1m/s 程度である。

ii) 構内海域(輪谷湾)

約 201 分では,輪谷湾外への流れとなり,流速は 1m/s 程度である[第 1 図(203)]。約 205 分では,押し波が襲来し,輪谷湾内への流れとなり, 流速は 1m/s 程度となる[第 1 図(211)]。

流れの特徴としては,押し波時,引き波時とも防波堤を回り込む流れ が生じ,港湾内の流速のうち防波堤を回り込む流れによる流速が比較的 速い。

- b. 防波堤無し
 - (a) 最大水位・流速を示す時間帯以前(地震発生後約 100 分~180 分)[第
 1 図(1)~(160)]
 - i) 構外海域

「a. 防波堤有り」に記載した内容と同じ。

ii) 構内海域(輪谷湾)

約 116 分 30 秒では,津波の第 1 波が輪谷湾に到達する。水位が 1m 程 度上昇するが,流速の変化は小さい [第 1 図(34)]。その後,約 180 分 まで,短い周期で輪谷湾内と輪谷湾外への流れを繰返す。水位変動は最 大でも 3m 程度で,流速は最大でも 3m/s 程度である[第1図(151)~(160)]。

- (b) 最大水位・流速を示す時間帯(地震発生後約 180 分~200 分)[第1
 図(161)~(201)]
- i) 構外海域
 - 「a.防波堤有り」に記載した内容と同じ。

ii) 構内海域(輪谷湾)

約 183 分 30 秒では,敷地の北西側から押し波が襲来し,輪谷湾内に おける流速は 3m/s 程度である [第1図(168)]。約 184 分 30 秒では,輪 谷湾内水位が 6m 程度上昇し,構外海域では押し波傾向であるが,輪谷 湾水位が高いため,輪谷湾内への流れはない [第1図(170)]。その直後 には輪谷湾外へ向かう流れとなる [第1図(171)]。約 192 分 30 秒では, 輪谷湾の水位が低い状態において,敷地の北西側から大きい押し波が襲 来する。最大流速が発生する時間帯であり,9m/s 程度の流れが発生する [第1図(186)]。約 193 分 30 秒では,構外海域は押し波傾向であるが, 輪谷湾水位が高いため,輪谷湾外への流れとなる [第1図(188)]。その 後,約 200 分まで,短い周期で輪谷湾内と輪谷湾外への流れを繰返す。

- (c) 最大水位・流速を示す時間帯以降(地震発生後約 200 分~360 分)[第 1 図(202)~(281)]
 - i) 構外海域

「a.防波堤有り」に記載した内容と同じ。

- ii) 構内海域(輪谷湾) 約 201 分では,輪谷湾外への流れとなり,流速は 1m/s 程度である[第 1 図(203)]。約 205 分では,押し波が襲来し,輪谷湾内への流れとなり, 流速は 1m/s 程度となる[第1図(211)]。
- (3) 基準津波4の流況の考察

基準津波4の水位変動・流向ベクトルを,添付資料 34 の第4図に示す。 この図に基づく,流況の考察の詳細を以下に示す。なお,[]内は添付資料 34 の図番号を示す。

- a. 防波堤有り
 - (a) 最大水位・流速を示す時間帯以前(地震発生後約0分~5分)[第4
 図(1)~(11)]
 - i) 構外海域

約2分では,津波の第1波が敷地の北西側から押し波として襲来する。 水位も低く流速の変化は小さい[第4図(5)]。約4分では,北西側への 大きい引き波により,北西方向の流れとなる[第4図(9)]が,いずれ も1m/s以上の流速は確認されない。 ii) 構内海域(輪谷湾)

約3分では、津波の第1波が輪谷湾に押し波として襲来する。水位も低く流速の変化は小さい[第4図(7)]。

- (b) 最大水位・流速を示す時間帯(地震発生後約5分~7分)[第4図(12)~(15)]
- i) 構外海域

約5分では,敷地の北西側への大きい引き波により北西方向の流れが 継続する[第4図(11)]。

- ii) 構内海域(輪谷湾)
 約6分では、大きい引き波により輪谷湾外への流れとなり、3m/s 程度の流速となる「第4図(13)]。
- (c) 最大水位・流速を示す時間帯以降(地震発生後約7分~30分)[第4
 図(16)~(61)]
 - i) 構外海域

約7分では、敷地の北西側への引き波が継続しており、北西方向の流 れが継続する[第4図(15)]。約9分では、敷地北西側から押し波が襲 来し、南東方向の流れとなる[第4図(19)]。いずれも、1m/s以上の流 速は確認されず、以降も、1m/sを超える流速はない。

ii) 構内海域(輪谷湾)

約7分では,輪谷湾内への,約9分では,輪谷湾外への流れとなる[第4図(15),(19)]。湾内のうち防波堤を回り込む流速が比較的速く2m/s程度の流速が確認できる[第4図(17)]。以降,輪谷湾内と輪谷湾外への流向が短い周期で変化するが,流速は1m/s程度である。

- b. 防波堤無し
- (a) 最大水位・流速を示す時間帯以前(地震発生後約0分~5分)[第4図(1)~(11)]
 - i) 構外海域

「a.防波堤有り」に記載した内容と同じ。

ii) 構内海域(輪谷湾)

約3分では、津波の第1波が輪谷湾に押し波として襲来する。水位も低く流速の変化は小さい[第4図(7)]。

- (b) 最大水位・流速を示す時間帯(地震発生後約5分~7分)[第4図(12)~(15)]
- i) 構外海域

「a.防波堤有り」に記載した内容と同じ。

ii) 構内海域(輪谷湾)

約6分では、大きい引き波により輪谷湾外への流れとなり、3m/s 程度の流速となる[第4図(13)]。約7分では、輪谷湾内への流向となり、2m/s 程度の流速となる[第4図(15)]。

- (c) 最大水位・流速を示す時間帯以降(地震発生後約7分~30分)[第4
 図(16)~(61)]
 - i) 構外海域

「a.防波堤有り」に記載した内容と同じ。

ii) 構内海域(輪谷湾)

約7分では,輪谷湾内への流れとなる[第4図(15)]。約9分では,輪 谷湾外への流れとなるが,流速は2m/s程度である[第4図(19)]。以降, 輪谷湾内への流れ,輪谷湾外への流れが短い周期で変化するが,流速は 1m/s程度である。

2.2 構外海域の漂流物の施設護岸及び取水口への到達可能性評価

日本海東縁部に想定される地震による津波(基準津波1)と海域活断層から想定される地震による津波(基準津波4)の流況の考察結果から,発電所 方向への継続的な流向がないことが確認された。

このため、施設護岸及び取水口への到達可能性評価に当たっては、漂流物 となる可能性のある施設・設備のうち、発電所沿岸にある漁船に着目して評 価を行う。到達可能性評価は、津波流況の考察結果に加え、仮想的な浮遊物 の軌跡解析*の結果も参考にして行う。

※津波解析から求まる流向流速をもとに、質量を持たず、抵抗を考慮しない仮想的な浮遊 物が、水面を移動する軌跡を示す解析。

発電所沿岸の漁港,漁船の操業エリア及び軌跡解析の初期位置を第2図に 示す。発電所沿岸部では、3号北側施設護岸付近及び輪谷湾でサザエ網・カ ナギ漁の漁船,発電所北東施設護岸付近でかご漁及びカナギ漁・採貝藻漁の 漁船,施設護岸から北側 500m 付近で一本釣り漁の漁船,施設護岸から北西 600m 付近でイカ釣り漁及びわかめ養殖の漁船が操業する。

軌跡解析の初期位置としては,輪谷湾入口付近に1点(地点A),サザエ網・ カナギ漁の操業エリア内の3号炉北岸付近に1点(地点B),サザエ網・採貝 藻漁及びかご漁の操業エリア付近に1点(地点C),一本釣り漁エリア内に2 点(地点D,E),わかめ養殖場,イカ釣り漁の操業エリア付近1点(地点F), 御津漁港近傍に1点(地点G),計7地点設定した。軌跡解析結果を第3図に 示す。また,流向・流速ベクトル及び軌跡解析の考察結果を第4,5図に示 す。流向・流速ベクトル及び軌跡解析の考察結果より,構外海域にある漂流 物には以下の移動傾向が確認された。

【漂流物の移動傾向】

- ・最大水位・流速を示す時間帯以前,以降においては,流速が小さく,移 動量も小さい
- ・いずれの時間帯も主に北西・南東方向の移動を繰返す傾向がある。

日本海東縁部に想定される地震による津波と海域活断層から想定される地 震による津波による漂流物の施設護岸及び取水口への到達可能性評価を, 各々以下に示す。日本海東縁部に想定される地震による津波は,発電所到達 まで110分程度あり,沖合等への退避が可能であると考えられるが,航行不 能となることも考慮し,操業エリアで津波が襲来すると想定して,評価を行 う。また,海域活断層から想定される地震による津波は,発電所到達まで3 分程度であり,操業エリアで津波が襲来すると想定して評価を行う。

(1) 日本海東縁部に想定される地震による津波

日本海東縁部に想定される地震による津波について, 添付資料 34 第1 図に 示す基準津波1の流向・流速・軌跡の特徴を評価した結果を以下に示す。な お, []]内は添付資料 34 の図番号を示す。

- a. 施設護岸への到達可能性評価
- i)施設護岸から 500m 以遠で操業する漁船

施設護岸から 500m 以遠で操業する漁船としては,施設護岸から北西約 600m においてイカ釣り漁及びわかめ養殖の漁船がある。これらの漁船に対し,施設 護岸及び輪谷湾への到達可能性を評価した。

(a)最大水位・流速を示す時間帯以前(地震発生後約 100 分~180 分)[第 1
 図(1)~(160)]

約180分までは,全体的に流速が約1m/s未満と小さい。また,流向は主に 北西・南東方向に変化しており,漂流物は北西,南東方向に移動すると考え られ,発電所に対する連続的な流れもないため,施設護岸から500m以遠で操 業する漁船は施設護岸及び輪谷湾に到達しないと考えられる。

(b)最大水位・流速を示す時間帯(地震発生後約180分~200分)[第1図(161)~(201)]

発電所北西の半島沿岸において,約183分で,流速5m/s程度の半島を回り 込み発電所に向かうような流れが確認される[第1図(167)]が,流向は短い 間隔で主に北西・南東方向に変化しており,発電所に対する連続的な流れも ないため,施設護岸及び輪谷湾に到達しないと考えられる。その他の海域に おいても,流速は速くて2m/s程度[第1図(167)]であり,発電所に対する 連続的な流れもないため,施設護岸及び輪谷湾に到達しないと考えられる。

(c)最大水位・流速を示す時間帯以降(地震発生後約 200 分~360 分)[第 1
 図(202)~(281)]

約 200 分以降は,全体的に流速が小さい。また,流向は主に北西・南東方 向に変化しており,漂流物は北西,南東方向に移動すると考えられる。流速 が小さく発電所に対する連続的な流れもないため,施設護岸から 500m 以遠で 操業する漁船は施設護岸及び輪谷湾に到達しないと考えられる。

(a)~(c)より,施設護岸から 500m 以遠を操業する漁船については,流向が 短い間隔で主に北西・南東方向に変化しており,発電所に対する連続的な流 れもないため,施設護岸及び輪谷湾に到達しないと考えられる。また,イカ 釣り漁及びわかめ養殖場の操業エリアの近傍である地点 F における軌跡解析 の結果からも,軌跡は発電所から遠ざかる方向に移動しており,施設護岸及 び輪谷湾に到達しないと考えられる(第4-1~27 図)。

ii)施設護岸から 500m 以内で操業する漁船

施設護岸から約 500m 以内で操業する漁船としては,3 号北側沿岸部において,サザエ網漁及びカナギ漁の漁船,発電所北東沿岸部においてかご漁,カナ ギ漁及び採貝藻漁の漁船,発電所北側 500m 程度のエリアで一本釣り漁の漁船 がある。これらの漁船に対し,施設護岸及び輪谷湾への到達可能性を評価した。

(a)最大水位・流速を示す時間帯以前(地震発生後約100分~180分)[第1
 図(1)~(160)]

約 180 分までは、全体的に流速が小さい。また、流向は主に北西・南東方 向に変化しており、漂流物は北西、南東方向に移動すると考えられる。 流速 は 2m/s 程度[第1図(155)]であり、発電所に対する連続的な流れもないた め,施設護岸から500m以内で操業する漁船は施設護岸及び輪谷湾に到達しないと考えられる。

(b)最大水位・流速を示す時間帯(地震発生後約 180 分~200 分)[第1図(161)~(201)]

(a)と同様に、流向は短い間隔で主に北西・南東方向に変化しており、発電 所に対する連続的な流れもないため、施設護岸から 500m 以内で操業する漁船 は施設護岸及び輪谷湾に到達しないと考えられるが、3 号北側防波壁から約 50m 以内の水深が約 20m の浅い位置において、5m/s 以上の流速が確認される

[第1図(164),(187)]ことから,施設護岸から500m以内で操業する漁船は, 当該位置に接近することを考慮し,施設護岸に到達する可能性があると評価 した。

(c)最大水位・流速を示す時間帯以降(地震発生後約 200 分~360 分)[第 1
 図(202)~(281)]

約 200 分以降は,流速が小さい。また,流向は主に北西・南東方向に変化 しており,漂流物は北西,南東方向に移動すると考えられる。 流速が小さく 発電所に対する連続的な流れもないため,施設護岸から 500m 以内で操業する 漁船は施設護岸及び輪谷湾に到達しないと考えられる。

(a)~(c)より,最大水位・流速を示す時間帯において,3 号北側防波壁から約 50m 以内の水深が約 20m の浅い位置で,5m/s 以上の流速が確認された。

一方,上記以外の範囲においては,流向が短い間隔で主に北西・南東方向 に変化しており,発電所に対する連続的な流れもない。また,サザエ網,カ ナギ漁及び一本釣り漁の操業エリアの近傍の地点 B における軌跡解析の結果 からも,軌跡は北西方向と南東方向に移動を繰り返している(第4-1~27 図)。

以上より,施設護岸から500m以内で操業する漁船については,3号北側防 波壁から約50m以内の水深が約20mの浅い位置に接近することを考慮し,施 設護岸に到達する可能性があると評価した。

b. 取水口への到達可能性評価

a. i), ii)より,発電所沿岸部で操業する漁船は漂流物となった場合においても輪谷湾に到達しないと評価したが,構内海域(輪谷湾)の流況から到達の可能性を評価した。

(a)最大水位・流速を示す時間帯以前(地震発生後約100分~180分)[第1
 図(1)~(160)]

構内海域(輪谷湾)においては,約180分までは,流速が小さく移動量は 小さい。また,港湾部はその形状から,押し波後はすぐに引き波に転じるこ とから,構内海域(輪谷湾)に漂流物は到達しないと考えられる。

(b)最大水位・流速を示す時間帯(地震発生後約100分~180分)[第1図(161)~(201)]

構内海域(輪谷湾)においては,約180~200分では,流速は最大9m/s程度 と速いが,港湾部はその形状から,押し波後はすぐに引き波に転じることから, 構内海域(輪谷湾)に漂流物は到達しないと考えられる。

(c)最大水位・流速を示す時間帯以降(地震発生後約 200 分~360 分)[第1
 図(202)~(281)]

構内海域(輪谷湾)においては,約200分以降は,流速が遅く移動量は小 さい。また,港湾部はその形状から,押し波後はすぐに引き波に転じること から,構内海域(輪谷湾)に漂流物は到達しないと考えられる。

(a)~(c)より,最大水位・流速を示す時間帯において,最大9m/s程度の速 い流速が確認されたが,港湾部はその形状から,押し波後はすぐに引き波に転 じることから,構内海域(輪谷湾)に漂流物は到達しないと考えられる。また, 輪谷湾近傍の地点Aの軌跡解析の結果から,軌跡は北西方向と南東方向に移動 を繰り返しており,輪谷湾に到達しないと考えられる。(第4-1~27図)

(2) 海域活断層から想定される地震による津波

海域活断層から想定される地震による津波について,添付資料34第4図に示す基準津波4の流向・流速・軌跡の特徴を評価した結果を以下に示す。

- a. 施設護岸への到達可能性
- i)施設護岸から 500m 以遠で操業する漁船
 - (a)最大水位・流速を示す時間帯以前(地震発生後約0分~5分)[第4図
 (1)~(11)]

約0分から約5分まで流速は約1m/s未満と小さく,流向は短い間隔で変化し,発電所に対する連続的な流れもないため,施設護岸から500m以遠で 操業する漁船は施設護岸に到達しないと考えられる。

(b)最大水位・流速を示す時間帯(地震発生後約5分~7分)[第4図(12)~(15)]

流速は速くても 1m/s 程度(第4図(15)]と小さく,流向は短い間隔で 変化し,発電所に対する連続的な流れもないため,施設護岸から 500m 以遠 で操業する漁船は施設護岸及び輪谷湾に到達しないと考えられる。

(c)最大水位・流速を示す時間帯以降(地震発生後約7分~30分)[第4図
 (16)~(61)]

7 分以降も流速は約 1m/s 未満と小さく,流向は短い間隔で変化し,発電 所に対する連続的な流れもないため,施設護岸から 500m 以遠で操業する漁 船は施設護岸及び輪谷湾に到達しないと考えられる。

(a)~(c)より,いずれの時間帯も流速が小さく,かつ,最大水位・流速を 示す時間帯も2分(地震発生後5分~7分)と短いことから,施設護岸に到 達しないと評価した。また,軌跡解析の結果より,施設護岸から500m以遠の 地点(C~F)において,初期位置から移動していないことから,漂流物は施 設護岸及び輪谷湾に到達しないと考えられる(第5-1~10図)。

- ii)施設護岸から 500m 以内で操業する漁船
 - (a)最大水位・流速を示す時間帯以前(地震発生後約0分~5分)[第4図
 (1)~(11)]

約0分から約5分まで流速は約1m/s未満と小さく,流向は短い間隔で変化し,発電所に対する連続的な流れもないため,施設護岸から500m以内で 操業する漁船は施設護岸及び輪谷湾に到達しないと考えられる。

(b)最大水位・流速を示す時間帯(地震発生後約5分~7分)[第4図(12)~(15)]

(a)と同様に,流向は短い間隔で変化し,発電所に対する連続的な流れもないため,漂流物は施設護岸及び輪谷湾に到達しないと考えられるが,3号 北側防波壁から約 50m 以内の水深が約 20m の浅い位置において,2m/s 程度の流速が確認される[第4図(13)]。当該位置で漁船が航行不能であった場合には,施設護岸に到達する可能性があると考えられる。

(c)最大水位・流速を示す時間帯以降(地震発生後約7分~30分)[第4図
 (16)~(61)]

7 分以降も流速は約 1m/s 未満と小さく,流向は短い間隔で変化し,発電 所に対する連続的な流れもないため,施設護岸から 500m 以内で操業する漁 船は施設護岸及び輪谷湾に到達しないと考えられる。

(a)~(c)より,流向は短い間隔で変化し,発電所に対する連続的な流れも ないため,漂流物は施設護岸及び輪谷湾に到達しないと考えられる。また, サザエ網,カナギ漁及び一本釣り漁の操業エリアの近傍の地点 B における軌 跡解析の結果からも,軌跡はほとんど移動していないことから,漂流物は施 設護岸及び輪谷湾に到達しないと考えられる(第5-1~10図)。一方,3号北 側防波壁から約 50m 以内の水深が約 20m の浅い位置において,2m/s 程度の流 速が確認されることから,当該位置で漁船が航行不能であった場合は,施設 護岸に到達する可能性があると評価した。

b. 取水口への到達可能性評価

a. i), ii)より,発電所沿岸部で操業する漁船は漂流物となった場合においても輪谷湾に到達しないと評価したが,構内海域(輪谷湾)の流況から到達の可能性を評価した。

(a)最大水位・流速を示す時間帯以前(地震発生後約0分~5分)[第4図(1)~(11)]

0分から5分まで流速は約 1m/s 未満と小さく,港湾部はその形状から, 押し波後はすぐに引き波に転じることから,構内海域(輪谷湾)に漂流物 は到達しないと考えられる。

(b)最大水位・流速を示す時間帯(地震発生後約5分~7分)[第4図(12)~
 (15)]

流速は速くて 3m/s 程度であるが,輪谷湾外へ向かう流向であり[第4図 (13)],輪谷湾に向かう流速は小さい[第4図(11)] ことから,構内海域(輪谷湾)に漂流物は到達しないと考えられる。

(c)最大水位・流速を示す時間帯以降(地震発生後約7分~30分)[第4図(16)~(61)]

7 分以降も流速は約 1m/s 未満と小さく,港湾部はその形状から,押し波後はすぐに引き波に転じることから,構内海域(輪谷湾)に漂流物は到達しないと考えられる。

(a)~(c)より、いずれの時間帯も流速が小さく、かつ、最大水位・流速を 示す時間帯も2分(地震発生後5分~7分)と短いことから、輪谷湾に到達 しないと評価した。また、輪谷湾近傍の地点Aの軌跡解析の結果から、軌跡 は輪谷湾から離れる方向に移動しており,輪谷湾に到達しないと考えられる (第 5-1~10 図)。



第2図 発電所沿岸の漁港,漁船の操業エリア及び軌跡解析の初期位置





第 3-2 図 軌跡解析結果



⁽基準津波6(防波堤無し)) 第3-3図 軌跡解析結果





第4-1 図 水位変動・流向ベクトル,軌跡解析の評価結果(基準津波1)

5条-別添1-添付36-19 **683**



⁵条-別添1-添付36-20 684



第4-3 図 水位変動・流向ベクトル,軌跡解析の評価結果(基準津波1)

5条-別添1-添付36-21 685



5条-別添1-添付36-22 686



凡例
 :地点Aの軌跡
 :地点Bの軌跡
 :地点Bの軌跡
 :地点Fの軌跡
 :地点Fの軌跡
 :地点Fの軌跡
 :地点Fの軌跡
 :地点Fの軌跡
 :地点Fの軌跡
 :地点Fの軌跡
 :地点Fの軌跡
 :地点Fの軌跡
 :地点Fの軌跡

⁵条-別添1-添付36-23





⁵条-別添1-添付36-24 688





5条-別添1-添付36-25





⁵条-別添1-添付36-26 **690**





5条-別添1-添付36-27



第4-10図 水位変動・流向ベクトル、軌跡解析の評価結果(基準津波1)

5条-別添1-添付36-28





5条-別添1-添付36-29





5条-別添1-添付36-30





⁵条-別添1-添付36-31 **695**





⁵条-別添1-添付36-32 696





5条-別添1-添付36-33



凡例
 :地点Bの軌跡
 :地点Cの軌跡
 :地点Cの軌跡
 :地点Fの軌跡
 <li:地点Fのh
 <li:地点Fのh
 <li:地点

⁵条-別添1-添付36-34 **698**





5条-別添1-添付36-35 **699**





5条-別添1-添付36-36





5条-別添1-添付36-37



第 4-20 図 水位変動・流向ベクトル,軌跡解析の評価結果(基準津波1)

5条-別添1-添付36-38 702


⁵条-別添1-添付36-39 **703**





⁵条-別添1-添付36-40 **704**



⁵条-別添1-添付36-41 **705**



⁵条-別添1-添付36-42 **706**



第4-25図 水位変動・流向ベクトル,軌跡解析の評価結果(基準津波1)

5条-別添1-添付36-43



⁵条-別添1-添付36-44 708



第4-27図 水位変動・流向ベクトル,軌跡解析の評価結果(基準津波1)

⁵条-別添1-添付36-45 709



第5-1図 水位変動・流向ベクトル,軌跡解析の評価結果(基準津波4)

⁵条-別添1-添付36-46 710



第5-2図 水位変動・流向ベクトル,軌跡解析の評価結果(基準津波4)

⁵条-別添1-添付36-47 **711**



第5-3 図 水位変動・流向ベクトル,軌跡解析の評価結果(基準津波4)

⁵条-別添1-添付36-48 712



第5-4図 水位変動・流向ベクトル,軌跡解析の評価結果(基準津波4)

⁵条-別添1-添付36-49 713





⁵条-別添1-添付36-50 714



第5-6図 水位変動・流向ベクトル,軌跡解析の評価結果(基準津波4)

⁵条-別添1-添付36-51 **715**



第5-7図 水位変動・流向ベクトル、軌跡解析の評価結果(基準津波4)

5条-別添1-添付36-52 **716**



第5-8図 水位変動・流向ベクトル,軌跡解析の評価結果(基準津波4)

⁵条-別添1-添付36-53 **717**



第5-9図 水位変動・流向ベクトル,軌跡解析の評価結果(基準津波4)

⁵条-別添1-添付36-54 **718**



第5-10図 水位変動・流向ベクトル,軌跡解析の評価結果(基準津波4)

⁵条-別添1-添付36-55 719

浸水防止設備のうち機器・配管系の基準地震動 Ss に対する許容限界について

1. 概要

島根2号炉の浸水防止設備は、「4.2 浸水防止設備の設計 第4.2-1表 浸水 防止設備の種類と設置位置」に示したとおり、建物・構築物及び機器・配管系 から成る。建物・構築物に属する防水壁及び水密扉は、鋼製の構造物であるが、 大きな変形が生じた場合はその取付部、閉止部等(防水壁の鋼板の繋ぎ目、水 密扉のフレームと扉の間隙等)が津波の浸水経路となり得ることから、当該構 造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材が弾性域 内に収まることを基本とする。また、建物・構築物のうち屋外排水路逆止弁並 びに機器・配管系のうち床ドレン逆止弁については、鉄筋コンクリート製の建 物・構築物に直接設置され、当該設備に大きな変形が生じて躯体との取付部に 間隙が生じた場合は津波の浸水経路となり得ることから、当該構造物全体の変 形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材が弾性域内に収まるこ とを基本とする。これらの設備に対する許容限界は、他プラントの浸水防止設 備に係る設工認において適用実績がある。これに対し、島根2号炉の浸水防止 設備には、表1に示すとおり、機器・配管系に属する隔離弁、ポンプ及び配管 系があることから、その許容限界を定める必要がある。

ポンプ及び配管系(隔離弁を含む。以下同じ。)は、耐震重要施設として基準 地震動Ssに対する弾性解析を用いた耐震設計の実績が十分にある。これらの 設備は,延性に優れた鋼製部材で構成されており,延性破断,塑性崩壊,疲労 破損等の損傷モードを考慮して応力等を制限する許容限界が定められている。 従来からの耐震設計と同様に,基準地震動Ssによる地震荷重に対する許容限 界は「地震後の再使用性を考慮し、当該設備全体の変形能力に対して十分な裕 度を有するよう、塑性ひずみが生じる場合であってもその量が小さなレベルに とどまること」を基本とし、具体的には「原子力発電所耐震設計技術指針 JE AG4601-1987, 原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力 編JEAG4601・補-1984,原子力発電所耐震設計技術指針JEAG46 01-1991 追補版(以下,「JEAG4601という。」)」に定める許容応力状 態IV "Sの許容限界を適用する。また,基準地震動Ssに対する浸水防止機能保 持の信頼性を高めるために,弾性設計用地震動Sdによる地震力に対しておお むね弾性状態にとどまる設計とする。なお,浸水防止設備に該当する隔離弁, ポンプ及び配管系の耐震設計にあたっては、浸水防止機能保持の観点で適切な 評価部位を選定する。

浸水防止設備に該当する各設備の基準地震動Ssに対する許容限界を整理して表2に示す。本資料は、浸水防止設備のうち隔離弁、ポンプ及び配管系の許容限界に対して、浸水防止機能保持の観点での適用性及び妥当性を示すものである。なお、隔離弁、ポンプ及び配管系を地震後に再使用する場合は、点検、評価等を実施し、その健全性を確認のうえで使用する。

系統	設備	
	ポンプ	
タービン補機海水系	ポンプ出口弁,第二出口弁,放水側逆止弁	
	配管系(ポンプ~第二出口弁)	
	配管系(放水槽~逆止弁)	
液体廃棄物処理系	逆止弁	
(ランドリドレン系)	配管系(放水槽~逆止弁)	
循環水系	ポンプ	
	配管系(取水槽循環水ポンプエリア内)	
原子炉補機海水系		
高圧炉心スプレイ補機海水系	配信示(<u>放水</u> 帽~蒸交山口)	
除じん系	ポンプ	
	配管系(取水槽海水ポンプエリア内)	

表1 浸水防止設備のうち機器・配管系に属する隔離弁,ポンプ及び配管系

区分	設備	基準地震動 S s に対 する許容限界	許容限界設定の考え方	
建物・ 構築物	防水壁及 び水密扉	構成する部材が弾性 域内に収まることを 基本とし,浸水防止 機能を保持している ことを確認する。	鋼製の構造物であるが,大きな変形が生 じた場合はその取付部,閉止部等(防水 壁の鋼板の繋ぎ目,水密扉のフレームと 扉の間隙等)が津波の浸水経路となり得 るため,おおむね弾性状態にとどまる設 計とし,浸水防止機能を保持する。	
建物・ 構築物	屋外排水 路逆止弁	構成する部材が弾性 域内に収まることを	鉄筋コンクリート製の建物・構築物に直 接設置され,当該設備に大きな変形が生 じて躯体との取付部に間隙が生じた場合 は津波の浸水経路となり得るため,おお むね弾性状態にとどまる設計とし,浸水 防止機能を保持する。	
機器・ 配管系	床ドレン 逆止弁	基本とし,浸水防止 機能を保持している ことを確認する。		
機器・ 配管系	隔離弁, ポンプ及 び配管系	塑性ひずみが生じる 場合であってもその 量が小さなレベルに とどまることを基本 とし,浸水防止機能 を保持していること を確認する。	延性に優れた鋼製部材で構成されてお り,延性破断,塑性崩壊,疲労破損等の 損傷モードを考慮して応力等を制限する 許容限界が規格・基準に定められている ことから,これを満足する設計とし,浸 水防止機能を保持する。	

表2 浸水防止設備に該当する各設備の基準地震動Ssl k に対する許容限界

2. 適用実績及び適用性

浸水防止設備のうちポンプ及び配管系の地震荷重に対する許容限界(許容応 力状態IV_ASの許容限界)について、従来からの耐震設計に係る規格・基準等を 整理して適用実績を示すとともに、浸水防止機能の保持に係る許容限界として の適用性を以下に示す。

(1)機器・配管系のバウンダリ機能保持に係る規格・基準等

耐震重要施設の基準地震動Ssに対する許容限界について,設置許可基準規 則の解釈別記-2において以下のとおり規定されており,浸水防止設備のうち ポンプ及び配管系の地震荷重に対する許容限界はこれと同等の内容である。具 体的な許容限界としては、「耐震設計に係る工認審査ガイド」において「安全 上適切と認められる規格及び基準等」とされているJEAG4601に基づき 許容応力状態W_ASの許容限界を設定する。JEAG4601は従来から機 器・配管系の耐震設計に広く用いられており、原子炉冷却材圧力バウンダリ、 原子炉格納容器バウンダリ等の安全上重要な設備を含めて適用実績がある。 設置許可基準規則の解釈 別記-2より抜粋

6 第4条第3項に規定する「安全機能が損なわれるおそれがないものでな ければならない」ことを満たすために、基準地震動に対する設計基準対象施 設の設計に当たっては、以下の方針によること。

一 耐震重要施設のうち、二以外のもの

(中略)

- ・機器・配管系については、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び 事故時に生じるそれぞれの荷重と基準地震動による地震力を組み合わ せた荷重条件に対して、その施設に要求される機能を保持すること。な お、上記により求められる荷重により塑性ひずみが生じる場合であって も、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有 し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないこと。 (以下省略)
- (2) 浸水防止機能の保持に係る許容限界としての適用性

浸水防止設備の有する機能は,津波の浸水防止機能である。内部流体に対する水密性又は気密性を確保するというバウンダリ機能は,浸水防止設備と他の耐震重要施設で同等である。したがって,浸水防止設備のうちポンプ及び配管系に対して,耐震重要施設のバウンダリ機能保持に適用される許容応力状態IV ASの許容限界を適用することは妥当である。

3. 評価部位ごとの許容限界の妥当性

浸水防止設備のうちポンプ及び配管系の地震荷重に対する許容限界として許 容応力状態Ⅳ_ASの許容限界を適用することについて,評価部位ごとにその妥当 性を確認する。

(1) ポンプ,配管及び隔離弁(弁箱部のバウンダリ機能)

ポンプ(ディスチャージケーシング他),配管及び隔離弁(弁箱部のバウン ダリ機能)は、バウンダリ機能の喪失に至るおそれのある損傷モードを考慮し て応力等を制限するように許容限界が定められている。許容応力状態IV_ASの 許容限界は、構造物が塑性変形した場合であっても、過大な変形等が生じて当 該施設の機能に影響を及ぼすことがないこととされており、基準地震動Ssに 対して許容応力状態IV_ASの許容限界を満足する設計とすることにより、地震 後においてもバウンダリ機能を保持することができる。鋼製材料は延性に優れ ているため、荷重を加えて塑性ひずみが生じた後に、再度、荷重を負荷した場 合であっても、構造物に生じる応力が降伏点を超えない範囲ではおおむね弾性 的な挙動となる。これをシェイクダウンという。津波荷重(余震荷重含む)に 対しては構成する材料が弾性にとどまることを許容限界とするため,基準地震 動Ssによる地震力が作用した後に津波荷重が作用することを想定したとし ても,繰り返し作用する津波荷重に対してシェイクダウンによりおおむね弾性 的な挙動となることから,ラチェット変形が進行してバウンダリ機能を喪失す ることはない。以上のことから,基準地震動Ssに対して許容応力状態W_AS の許容限界を満足するよう設計することにより,ポンプ及び配管の浸水防止機 能を保持することができる。

※ 鋼製材料(炭素鋼)の応力-ひずみ線図の一例を図1に示す。応力-ひず み線図は、材料の単調引張試験により取得されたものであるが、交番荷重 に対しては、降伏応力を超過する応力が生じた場合、塑性変形が発生する ものの、荷重を除荷して再度負荷すると弾性的な挙動を繰り返す。このよ うな鋼製材料の特性をシェイクダウンという。シェイクダウンに係る解説 を引用し、図2に示す。

図1 炭素鋼の応力-ひずみ線図の一例

出典:平成11年度原子力発電施設耐震信頼性実証試験に関する報告書その3 配管系終局強度実証試験,平成12年3月,(財)原子力発電技術機構

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません

5条-別添1-添付40-5 724



図2 シェイクダウンに係る解説

出典:発電用原子力設備規格 設計・建設規格((社)日本機械学会,2005/2007)

(2) 隔離弁(弁閉止機能)

隔離弁(弁閉止機能)については,基準地震動Ssによる応答加速度が加振 試験等の既往の研究によって機能維持を確認した加速度(以下「機能確認済加 速度」という。)を超えないことを確認する。機能確認済加速度は,ヨーク部 等の構造上の弱部においても隔離弁の機能に影響を及ぼす変形が生じないこ と, 弁座からの漏えいが無いことを含めて機能維持することを加振試験等によ り確認して設定されたものである。したがって,基準地震動Ssによる応答加 速度が機能確認済加速度を超えないことにより,地震後においても隔離弁の弁 閉止機能を保持することができる。また,津波荷重に対しては構成する材料が 弾性にとどまることを許容限界とするため,基準地震動Ssによる地震力が作 用した後に津波荷重が作用することを想定したとしても,繰り返し作用する津 波荷重に対してシェイクダウンによりおおむね弾性的な挙動となることから, ラチェット変形が進行して弁閉止機能を喪失することはない。

(3) 支持構造物

支持構造物はバウンダリ機能を有するものではなく、その機能は配管等の支持機能である。支持構造物は、支持機能の喪失に至るおそれのある損傷モードを考慮して応力等を制限するように許容限界が定められている。したがって、 基準地震動Ssに対して許容応力状態IVASの許容限界を満足するよう設計することにより、支持機能を保持することができる。

(4) 立形ポンプ取付部

立形ポンプ取付部は、その構造的な特徴から、構成部材が塑性域に至り大変 形が生じる場合、バウンダリ機能を保持できないおそれがある。このため、立 形ポンプ取付部のボルト材については、おおむね弾性状態にとどまることを確 認する。

浸水防止設備に該当するポンプのうち循環水ポンプの構造を図3に示す。取 水路からの津波の流入を防止する機能を有する立形ポンプ取付部のボルト材 は,基礎ボルト及びポンプ取付ボルトである。浸水防止設備に該当する立形ポ ンプのボルト材の材質を表3に示す。

これらのボルト材の設計にあたっては、JEAG4601のその他の支持構造物の規定を適用している。本規定におけるオーステナイト系ステンレス鋼の許容応力は、表4に示すとおり、許容応力状態 $III_AS \ge IV_AS$ で同一の値となる。浸水防止機能を有する立形ポンプ取付部に設置された基礎ボルト及びポンプ取付ボルトの材質は、すべてオーステナイト系ステンレス鋼であることから、許容応力状態 IV_AS の許容応力を満足する設計とすることにより、許容応力状態 III_AS の許容限界も満足することとなり、基礎ボルト及びポンプ取付ボルトはおおむね弾性状態にとどまるといえる。

5条-別添1-添付40-7 **726**

設備*	基礎ボルト	ポンプ取付ボルト
循環水ポンプ	SUS304	SUS304
タービン補機海水ポンプ	SUS304	SUS304

表3 浸水防止設備に該当する立形ポンプのボルト材

※ 除じんポンプは横形ポンプであり、取水路からの津波の流入を防止 する機能を有する取付部はない。

表4 支持構造物の許容応力(オーステナイト系ステンレス鋼の場合)

設備区分	許容応力状態	許容応力算出に用いるF値
クラス3支持構造物	III _A S	min[1.35Sy, 0.7Su, Sy(RT)]
その他の支持構造物	IV _A S	min[1.35Sy, 0.7Su, Sy(RT)]



図3 循環水ポンプ

1号炉放水連絡通路の閉塞について

1. はじめに

1号炉放水連絡通路(内空幅2.5m×高さ2.75m)については,基準津波による遡上波を敷地に到達又は流入させないために,坑口部に津波防護施設として 1号放水連絡通路防波扉(図1)を設置することとしていたが,連絡通路を閉 塞することとする。



図1 1号炉放水連絡通路の位置図

2. 閉塞の概要について

1号炉放水連絡通路については、コンクリート等により充填することで閉塞 する。1号炉放水連絡通路の閉塞イメージを図2に示す。



図2 1号炉放水連絡通路の閉塞イメージ

⁵条-別添1-添付41-1 **728**

総トン数10トン以上のイカ釣り漁漁船の操業禁止区域について

1. はじめに

漂流物調査結果より,島根原子力発電所の施設護岸から 500m 付近の海域にお いてイカ釣り漁業が営まれており,総トン数 10 トン未満の漁船が操業すること を確認している。また,沖合においてもイカ釣り漁業が営まれており,総トン 数 10 トン以上の漁船が操業することを確認している。

総トン数10トン以上のイカ釣り漁漁船は,島根県漁業調整規則に基づき,操 業禁止区域が設定されていることから,ここでは,その内容を以下に示す。

2. 島根県漁業調整規則について

都道府県漁業調整規則は,漁業法及び水産資源保護法に基づき,水産資源の 保護培養,漁業の取締りその他漁業調整等のため,農林水産大臣の認可を受け て,各都道府県知事が定める規則である。

島根県漁業調整規則では,第14条において,島根県知事が漁業に関し,制限 又は条件を付けることができることが定められている。

この条文に基づき,島根県知事は,総トン数10トン以上の漁船によるイカ釣 り漁業の操業禁止区域を設定しており,島根県では最大高潮時海岸線から10海 里(約18km)内における操業が禁止されている。

以上より,総トン数10トン以上の漁船が施設護岸から500m付近において操業することはない。

島根県漁業調整規則抜粋

(許可等の制限又は条件)

第14条 知事は、漁業調整上又は水産資源の保護培養のため必要があるとき は、漁業の許可又は起業の認可をするに当たり、当該許可又は起業の認可に 制限又は条件を付けることがある。